

第二百二十一号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十二月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

第一条 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「エネルギーの有効利用」を「脱炭素化の推進」に、「第十七条の二十三」を「第十七条の二十二」に改める。

第二条第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 脱炭素化 温室効果ガスの排出の量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収の量との間の均衡を保つことができるようにすることをいう。

第九条の二第一項中「の指針」を「再生可能エネルギーを交換して得られる特定エネルギー（以下「再生可能特定エネルギー」という。）の供給の拡大その他の方法による温室効果ガスの排出の量の抑制に係る措置及び目標その他規則で定める事項についての指針」に改める。

第九条の三第二号中「再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを交換して得られる特定エネルギー」を「再生可能特定エネルギー」に改め、同条第三号中「関する」を「関して規則で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定によりエネルギー環境計画書を提出した者は、規則で定める事項の変更をした場合に限り、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出ることができる。

第九条の四中「基づき、」の下に「前条第一項第一号及び第二号に規定する目標の達成その他の」を加える。

第九条の五第三号中「再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られた特定エネルギー」を「再生可能特定エネルギー」に改め、同条第四号中「の進ちよく状況」を「に関して定める事項」に改める。

第九条の六第一項第一号及び第九条の七第一号中「第九条の三」を「第九条の三第一項」に改める。

「第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用」を「第二節の五 地域における脱炭素化の推進」に改める。

第十七条の二中「エネルギーの有効利用」を「脱炭素化の推進」に改める。

第十七条の三の見出し中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条第一項中「エネルギーの有効利用にかかわる」を「脱炭素化の推進に関わる」に、「エネルギーの有効利用に関する」を「特定開発区域等における脱炭素化の推進に関する」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条第二項及び第三項中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改める。

第十七条の四から第十七条の六までを削る。

第十七条の七の見出し中「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条中「特定開発事業におけるエネルギーの有効利用に関する計画書（以下「エネルギー有効利用計画書」という。）を、エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等における脱炭素化の推進に関する事項を定めた方針（以下「特定開発区域等脱炭素化方針」という。）を、特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 前項に規定する目標値の設定を踏まえた温室効果ガスの削減方針
- 二 前項に規定する検討を踏まえた設備等の導入及びエネルギーの利用等に関する取組についての基本方針
- 三 第一号に規定する削減方針及び前号に規定する基本方針に基づき特定開発事業者が取り組む事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第十七条の七を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特定開発事業者は、特定開発事業を行うときは、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、脱炭素化の推進に向けた規則で定める目標値の設定並びに規則で定める設備等の導入及びエネルギーの利用等に関する取組についての検討を

行わなければならない。

第十七条の七を第十七条の四とする。

第十七条の八の見出し中「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条中「前条」を「前条第二項」に、「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条を第十七条の五とする。

第十七条の九の見出し中「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条第一項及び第二項中「第十七条の七」を「第十七条の四第二項」に、「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条を第十七条の六とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定開発区域等脱炭素化報告書の提出等）

第十七条の七 特定開発事業者は、第十七条の四第二項各号に掲げる事項を記載した特定開発区域等脱炭素化方針の取組状況の実績に関する報告書（以下「特定開発区域等脱炭素化報告書」という。）を、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

（特定開発区域等脱炭素化報告書の公表）

第十七条の八 特定開発事業者は、前条の規定により特定開発区域等脱炭素化報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 知事は、前条の規定により特定開発区域等脱炭素化報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

第十七条の十の見出し中「エネルギーの有効利用」を「脱炭素化の推進」に改め、同条中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「エネルギーの有効利用」を「脱炭素化の推進」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の十一第一項中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同項第三号中「第十七

条の五に規定する」を削り、同条第二項中「前項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第四項中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条を第十七条の十とする。

第十七条の十二を第十七条の十一とする。

第十七条の十三第一項及び第二項中「第十七条の十一第一項」を「第十七条の十第一項」に改め、同条を第十七条の十二とする。

第十七条の十四中「第十七条の十一第一項又は第十七条の十二第二項」を「第十七条の十第一項又は第十七条の十一第二項」に改め、同条を第十七条の十三とする。

第十七条の十五中「第十七条の十一第一項各号」を「第十七条の十第一項各号」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条を第十七条の十四とする。

第十七条の十六を第十七条の十五とする。

第十七条の十七の見出し中「エネルギーの有効利用にかかわる」を「脱炭素化の推進に関わる」に改め、同条第一項中「第十七条の五に規定する範囲内において、同条に規定するエネルギーが生じる事業活動を行う事業者（以下「利用可能エネルギー」を「特定開発区域等においてエネルギーが生じる事業活動を行う事業者（以下「エネルギー利用」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「同条の」を「第十七条の四第一項の」に改め、「当該エネルギーを利用するための」を削り、「当該エネルギーの」を「エネルギーの」に改め、同条第二項中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「第十七条の十一第四項」を「第十七条の十第四項」に改め、同条第三項及び第四項中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条第五項中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「エネルギーの有効利用」を「脱炭素化の推進」に改め、同条を第十七条の十六とする。

第十七条の十八第一項中「第十七条の十一第一項第六号」を「第十七条の十第一項第六号」に改め、同条を第十七条の十七とする。

第十七条の十九を第十七条の十八とする。

第十七条の二十第一項中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の十七第一項」に改め、同項第五号中「第十七条の十一第一項第六号」を「第十七条の十第一項第六号」に改め、同条を第十七条の十九とする。

第十七条の二十一第一項中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の十七第一項」に、「第十七条の十九第一項」を「第十七条の十八第一項」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「受入に」を「受入れに」に改め、同条を第十七条の二十とする。

第十七条の二十二中「利用可能エネルギー」を「エネルギー利用」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条第一号中「第十七条の四」を「第十七条の四第一項」に改め、「設定」の下に「及び検討」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「第十七条の十」を「第十七条の九」に改め、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

### 三 第十七条の十第四項の規定による検討

第十七条の二十二第四号中「第十七条の十七第一項」を「第十七条の十六第一項」に改め、同条第五号中「第十七条の十七第三項」を「第十七条の十六第三項」に改め、同条第六号中「第十七条の十七第四項」を「第十七条の十六第四項」に改め、同条を第十七条の二十一とする。

第十七条の二十三第一項第一号中「第十七条の七、第十七条の八、第十七条の十一第一項、第十七条の十二第一項若しくは第二項、第十七条の十四、第十七条の十五又は第十七条の二十一第二項」を「第十七条の四第二項、第十七条の五、第十七条の七、第十七条の十第一項、第十七条の十一第一項若しくは第二項、第十七条の十三、第十七条の十四又は第十七条の二十第二項」に改め、同項第二号中「第十七条の九第一項、第十七条の十三第一項又は第十七条の十六第一項」を「第十七条の六第一項、第十七条の八第一項、第十七条の十二第一項又は第十七条の十五第一項」に改め、同項第三号中「第三号」を「（目標値の設定に係る部分に限る。）」、第二号」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「エネルギーの有効利用」を「地域における脱炭素化」に改め、同条を第十七条の二十二とする。

第二十条の三中「の値」を削る。

第二十条の四を削る。

第二十一条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第二十二条第一項中「第九号」を「第八号」に改める。

第二十三条第三項を削る。

第二十三条の二第二項中「特別大規模特定建築物（」を「規則で定める規模を超える特定建築物（以下「特別大規模特定建築物」という。）（」に改める。

第二十三条の四第一項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特別大規模特定建築物の新築等をしよととする特定建築主（以下「特別大規模特定建築主」という。）又は特別大規模特定建築物に係る第二十三条第一項の規定による工事の完了の届出を行った特別大規模特定建築主（規則で定めるものに限る。以下「特別大規模特定建築物工事完了届出者」という。）」に改める。

第二十四条第四項中「その特別大規模特定建築物又は」、第二十条の四、「及び」第十七条の四に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上の性能を確保する措置及び」を削る。

第五十三條第二項中「第十七條の二十二、第十七條の二十三第一項」を「第十七條の二十一、第十七條の二十二第一項」に、「利用可能エネルギー」を「エネルギー利用」に、「再生可能エネルギー及び有効利用を図る」を「脱炭素化を推進する」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条第三項中「、エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値に係る措置」を削り、「マンション環境性能表示」の下に「の表示」を加える。

第五十五条第一項中「利用可能エネルギー」を「エネルギー利用」に改める。

第五十六条第一項中「第十七条の二十三第一項」を「第十七条の二十二第一項」に改める。

第二条 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条中第四号の四を削り、第四号の五を第四号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

四の五 気候変動 地球温暖化その他の気候の変動をいう。

第十八条の見出し中「建築主」を「建築主等」に改め、同条中「建築物の」を「建築主等（建築物の）」に、「は、当該」を「並びに自らが定めた建築物の構造及び設備に関する規格に基づく建築物（以下「規格建築物」という。）を新たに建設する工事を業として請け負う者（以下「建設請負事業者」という。）をいう。次条第一項において同じ。）は、同項に規定する指針で定めるところにより、当該」に改め、「合理化」の下に「及び再生可能エネルギーへの転換」を加え、「自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和及び再生可能エネルギーの利用」を「生物の多様性の保全、気候変動への適応並びに電気を動力源とする自動車に充電する設備（以下「電気自動車充電設備」という。）の整備（以下これらを「建築物等に係る環境配慮」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 新築の建築物の購入又は賃借をしようとする者は、当該建築物等に係る環境配慮について理解を深め、環境への負荷の低減に努めなければならない。

第十九条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条第一項中「建築主」を「建築主等」に、「、資源」を「及び再生可能エネルギーへの転換、資源」に、「自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和」を「生物の多様性の保全並びに気候変動への適応」に改め、「この節において」を削り、「の措置」の下に「、誘導すべき省エネルギー性能基準」を加え、「の利用に係る措置に関する検討方法」を「を利用する設備の設置等に係る基準（以下「再生可能エネルギー利用設備設置基準」という。）に適合するための措置、誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準、電気自動車充電設備の整備に係る基準（以下「電気自動車充電設備整備基準」という。）に適合するための措置、誘導すべき電気自動車充電設備整備基準」に改め、同条に次の一項を加える。

4 知事は、新築の建築物の購入又は賃借をしようとする者が、当該建築物等に起因する環境への負荷の低減を図るため、当該者に対し、建築物等に係る環境配慮に関する情報の提供を行うものとする。

第二十条中「建築物（）」の下に「規則で定める種類の建築物を除く。」を加える。

第二十条の二を削る。

第二十条の三の見出し中「省エネルギー性能基準」を「特定建築物における省エネルギー性能基準」に改め、同条中「限り、規則で定める種類の建築物を除く」を「限る」に改め、同条を第二十条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定建築物等における再生可能エネルギー利用設備設置基準の順守）

第二十条の三 特定建築主は、配慮指針で定めるところにより、当該特定建築物（規則で定める種類の建築物を除く。）及びその敷地について、規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するよう措置を講じなければならない。

（特定建築物等における電気自動車充電設備整備基準の順守）

第二十条の四 特定建築主は、配慮指針で定めるところにより、当該特定建築物等について、規則で定める電気自動車充電設備整備基準に適合するよう措置を講じなければならない。

第二十一条中「（規則で定める種類の建築物を除く。）及びその敷地」を「等」に改め、同条第四号中「合理化」の下に「及び再生可能エネルギーへの転換」を加え、「自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和」を「生物の多様性の保全並びに気候変動への適応」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「省エネルギー性能基準」を「第二十条の二の規定による省エネルギー性能基準」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第二十条の三の規定による再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況

第二十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 前条の規定による電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況

第二十一条の二第二項中「及び第二十条の二」を削る。

第二十一条の三中「概要を公表することができる」を「内容を公表するものとする」に改める。

第二十二条第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項」に、「概要を公表することができる」を「内容を公表するものとする」に改める。

第二十三条第二項中「概要を公表することができる」を「内容を公表するものとする」に改める。

第二十三条の二第二項中「規則で定める規模を超える特定建築物（以下「特別大規模特定建築物」という。）」を「特定



建築物」に、「限り、規則で定める種類の建築物を除く」を「限る」に、「特別大規模特定建築物等」を「非住宅用途特定建築物等」に改める。

第二十三条の三第四項中「概要を公表することができる」を「内容を公表するものとする」に改める。

第二十三条の四第一項中「特別大規模特定建築物の新築等をしようとする特定建築主（以下「特別大規模特定建築主」という。）又は特別大規模特定建築物」を「特定建築主又は特定建築物」に、「特別大規模特定建築主（」を「特定建築主（」に、「特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築物工事完了届出者」に、「特別大規模特定建築物等」を「非住宅用途特定建築物等」に改め、同条第二項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築主又は特定建築物工事完了届出者」に改める。

第二十三条の五第二項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築主又は特定建築物工事完了届出者」に改める。

第二十三条の六第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に、「概要を公表することができる」を「内容を公表するものとする」に改め、同条第五項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築主又は特定建築物工事完了届出者」に改め、同条の次に次の七条を加える。

（中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準の順守）

第二十三条の七 特定供給事業者（建設請負事業者又は規格建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者（以下これらを「建物供給事業者」という。）であつて、建物供給事業者が一年間に都内において新たに建設し、若しくは新築する当該規格に基づく規則で定める規模未満の建築物（規則で定める種類の建築物を除く。以下「中小規模特定建築物」という。）の延べ面積の合計が規則で定める値以上であるもの又は規則で定めるところにより申請を行ったもの（規則で定めるところにより知事から承認を受けたものに限る。）をいう。以下同じ。）は、配慮指針で定めるところにより、当該中小規模特定建築物（規則で定める用途の部分に限る。次項において同じ。）について、規則で定める省エネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2 特定供給事業者は、当該中小規模特定建築物について、配慮指針で定める誘導すべき省エネルギー性能基準に適合するための措置を講じるよう努めなければならない。

(中小規模特定建築物等における再生可能エネルギー利用設備設置基準の順守)

第二十三条の八 特定供給事業者は、配慮指針で定めるところにより、当該中小規模特定建築物(規則で定める種類の建築物を除くことができる。次項において同じ。)及びその敷地について、規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2 特定供給事業者は、当該中小規模特定建築物及びその敷地について、配慮指針で定める誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するための措置を講じるよう努めなければならない。

(中小規模特定建築物等における電気自動車充電設備整備基準の順守)

第二十三条の九 特定供給事業者は、配慮指針で定めるところにより、当該中小規模特定建築物及びその敷地(以下「中小規模特定建築物等」という。)について、規則で定める電気自動車充電設備整備基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2 特定供給事業者は、当該中小規模特定建築物等について、配慮指針で定める誘導すべき電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置を講じるよう努めなければならない。

(中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明等)

第二十三条の十 特定供給事業者は、中小規模特定建築物等に係るエネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換並びに電気自動車充電設備の整備に係る措置に関して、当該中小規模特定建築物の新築をしようとする者又は当該中小規模特定建築物の購入若しくは賃借をしようとする者(規則で定める者に限る。次項において同じ。)に対し、規則で定める事項を、規則で定めるところにより書面(電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を交付し、説明しなければならない。

2 建物供給事業者(特定供給事業者を除く。)は、前項に規定する措置に関して、当該中小規模特定建築物の新築をしよ

うとする者又は当該中小規模特定建築物の購入若しくは賃借をしようとする者に対し、規則で定める事項を、規則で定めるところにより書面を交付し、説明するよう努めなければならない。

- 3 前二項の規定による説明をした者は、当該説明において交付した書面の写しを規則で定める日まで保管しなければならない。

(建築物環境報告書の作成等)

第二十三条の十一 特定供給事業者は、毎年度、新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物等について、次に掲げる事項を記載した環境への配慮のための措置についての報告書（以下「建築物環境報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一 建物供給事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 都内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の延べ面積の合計

三 第二十三条の七第一項及び第二項の規定による省エネルギー性能基準に対する適合状況

四 第二十三条の八第一項及び第二項の規定による再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況

五 第二十三条の九第一項及び第二項の規定による電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況

六 前条第一項の規定による説明の実施状況

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による建築物環境報告書の提出を受けたときは、同項各号に掲げる事項の状況について調査することができるとができる。

3 特定供給事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

4 特定供給事業者は、第一項の規定による建築物環境報告書に係る中小規模特定建築物等について、規則で定める書類等を規則で定める日まで保管しなければならない。

(建築物環境報告書の任意提出)

第二十三条の十二 建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）は、規則で定めるところにより、前条第一項の建築物環境報告書を作成し、知事に提出することができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第六号中「前条第一項」とあるのは「前条第二項」とする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により建築物環境報告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「特定供給事業者」とあるのは「建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）」と、同条第四項中「特定供給事業者」とあるのは「建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（建築物環境報告書の公表）

第二十三条の十三 知事は、第二十三条の十一第一項又は前条第一項の規定による建築物環境報告書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公表するものとする。

第二十四条第一項中「又は第二十条の二（第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。）」及び「及び再生可能エネルギーの利用に係る事項」を削り、同条第二項中「前条第四項」を「第二十三条の六第四項」に改め、同条第三項中「特定建築主」の下に「又は特定供給事業者」を加え、「特定建築物」を「特定建築物等又は中小規模特定建築物等」に、「第二十条の三」を「第二十条の二から第二十条の四まで、第二十三条の七第一項、第二十三条の八第一項又は第二十三条の九第一項」に改め、「省エネルギー性能基準」の下に「、再生可能エネルギー利用設備設置基準又は電気自動車充電設備整備基準」を加え、同条第四項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築主又は特定建築物工事完了届出者」に、「特別大規模特定建築物等」を「非住宅用途特定建築物等」に、「前条第五項」を「第二十三条の六第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 知事は、建物供給事業者に対し、中小規模特定建築物等について第二十三条の十各項に規定する措置の確かな実施を確保するため必要があると認めるときは、当該中小規模特定建築物等におけるエネルギーの使用の合理化及び再生可能エネ

ルギーへの転換並びに電気自動車充電設備の整備に係る措置に関する説明等に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

第二十五条第一項中「建築物環境計画書」の下に「若しくは建築物環境報告書」を加え、同条第四項中「特定建築主」の下に「又は特定供給事業者」を加え、「第二十条の三」を「第二十条の二から第二十条の四まで、第二十三条の七第一項、第二十三条の八第一項又は第二十三条の九第一項」に改め、「省エネルギー性能基準」の下に「、再生可能エネルギー利用設備設置基準又は電気自動車充電設備整備基準」を加え、同条第五項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築主又は特定建築物工事完了届出者」に改め、同条に次の一項を加える。

6 知事は、建物供給事業者が、正当な理由なく前条第五項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十三条の十第一項及び第三項の規定による説明等が著しく不十分であると認めるときは、当該建物供給事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第五十三条第三項中「特別大規模特定建築物工事完了届出者又は」を「特定建築物工事完了届出者、」に改め、「マンション販売等受託者」の下に「又は建物供給事業者」を、「措置」の下に「、当該特定建築物等若しくは中小規模特定建築物等における省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準若しくは電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置」を加え、「又は環境性能評価書の交付」を「、環境性能評価書の交付又はエネルギーの使用の合理化等に係る措置に関する説明等」に改める。

第五十五条第一項中「特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築物工事完了届出者」に改め、「マンション販売等受託者」の下に「、建物供給事業者」を加える。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例中第一条並びに次項から第五項まで及び第七項の規定は令和六年四月一日から、第二条並びに附則第六項及び第八項の規定は令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「第一条による改正前の条例」という。）第九条の三の規定によりエネルギー環境計画書を提出した特定エネルギー供給事業者に対する当該エネルギー環境計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 第一条の規定の施行の日前に第一条による改正前の条例第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書が提出された場合における第一条による改正前の条例第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者、第一条による改正前の条例第十七条の十七第一項に規定する利用可能エネルギーに係る事業者及び同条第二項に規定する他の地域エネルギー供給事業者に対する当該エネルギー有効利用計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 第一条の規定の施行の日前に第一条による改正前の条例第十七条の十一第一項の規定により地域エネルギー供給計画書が提出された場合における第一条による改正前の条例第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者、同項に規定する地域エネルギー供給事業者、第一条による改正前の条例第十七条の十七第一項に規定する利用可能エネルギーに係る事業者、同条第二項に規定する他の地域エネルギー供給事業者、同条第三項に規定する熱電併給設備を設置しようとする事業者、同条第四項に規定する熱電併給設備の所有者又は管理者及び同条第五項に規定するエネルギー供給受入者に対する当該地域エネルギー供給計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 第一条の規定の施行の日前に第一条による改正前の条例第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主に対する当該建築物環境計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「第二条による改正前の条例」という。）第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主に対する当該建築物環境計画書に係る第二条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 第一条の規定の施行前にした行為及び附則第二項から第五項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合にお

ける同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 第二条の規定の施行前にした行為及び附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、住宅等の一定の中小新築建物に係る環境性能の確保を求める制度を創設するほか、所要の改正を行う必要がある。